

# 労働保険事務組合加入のご案内

労働保険事務組合 一般社団法人千葉労働基準協会

当協会労働保険事務組合は、千葉労働基準監督署管内の事業主を対象とした、厚生労働大臣の認可を受けた団体です。

事業主の委託を受けて、その事業主に代わって一定の範囲の労働保険事務処理を行っています。

## 労働保険事務組合について

### 労働保険事務組合とは

事業主は、労働者を一人でも雇った場合は労働保険に加入する必要があります。専任の事務担当者がいない場合、労働保険に関する様々な手続きを事業主がすべて行うことはなかなか大変です。

労働保険事務組合とは、厚生労働大臣の認可を受けて、事業主が行うべき労働保険（労災保険・雇用保険）の事務処理を、事業主の委託を受けて事業主に代わって行うことができる団体です。

### 事務委託できる事業主

原則として、千葉労働基準監督署管内（千葉市・市原市・四街道市）に主たる事務所が所在する事業の中小事業主が対象となります。

#### 【事務委託できる企業規模】 ※常時使用する労働者数

1	金融、保険、不動産、小売業が主たる事業	50人以下
2	卸売業、サービス業が主たる事業	100人以下
3	その他の事業	300人以下

## 委託事務の範囲

### 【委託できるもの】

1	概算保険料、確定保険料及び一般拠出金などの申告及び納付（印紙保険料は除く）
2	保険関係成立届、任意加入の申請、雇用保険の事業所設置届の提出等
3	労災保険の特別加入の申請等
4	雇用保険の被保険者に関する届出等
5	その他労働保険についての申請、届出、報告等

### 【委託できないもの】

1	印紙保険料に関する手続等
2	雇用保険の保険給付に関する請求等に係る事務手続き及びその代行
3	雇用保険の雇用安定事業及び能力開発事業に係る事務手続き及びその代行
4	労災保険の保険給付及び社会復帰促進等事業として行う特別支給金に関する請求書等に係る事務手続き及びその代行

## 委託手数料

当労働保険事務組合事務処理規約により委託手数料の額を別途定めています。

### 《事務委託のメリット》

- ◎労働保険料の申告・納付等の労働保険事務を事業主に代わって処理しますので、事務の手間が省けます。
- ◎労働保険料の額にかかわらず、労働保険料を3回に分割納付できます。
- ◎労災保険に加入することができない事業主や家族従事者なども、労災保険に特別加入することができます。

## 》》中小事業主等の特別加入制度について

# 特

別加入制度とは、労働者以外の方のうち、業務の実態や災害の発生状況からみて、労働者に準じて保護することがふさわしいと見なされる人に、一定の要件の下に労災保険に特別に加入することを認めている制度です。

労災保険は、日本国内で労働者として事業主に雇用され賃金を受けている人を対象としています。そのため、中小事業主、法人等の役員は労災保険の対象とならず、業務により負傷した場合などでも労災保険給付を受けることができません。しかし、中小事業主、法人等の役員であっても一般の労働者と同様の業務に従事している場合、業務の実態は労働者と変わらないことから、労働者に準じて保護することを目的としています。

◎当労働保険事務組合で特別加入を認める者の範囲は、次の通りです。(ただし、一人親方を除く。)

- ①当労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託する中小事業主
- ②①の中小事業主が行う事業に従事する労働者以外の者
- ③①の中小事業主が行う事業から、海外において行われる事業に従事するために派遣される海外派遣者

特別加入することができる中小事業主	常時 300 人（金融、保険、不動産、小売業の場合は 50 人、サービス、卸売業の場合は 100 人）以下の労働者を使用する事業主であって、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託する者に限られています。 ①中小事業主には、労働者を年間通じて 1 人以上使用する場合はもちろん、労働者を使用する日数の合計が、年間 100 日以上となることを見込まれる場合も含まれます。 ②数次の請負による建設事業の下請事業を行う事業主も、中小事業主等の特別加入の「事業主」として取扱われます。(①を満たさない場合は一人親方)
中小事業主が行う事業に従事する労働者以外の者	中小事業主が行う事業に常態として従事している家族従事者などが該当します。なお、事業主が法人、その他の団体であるときは、代表者以外の役員のうち労働者でない者をいいます。

### 《特別加入に当たって必要なこと》

○その事業について保険関係が成立していること	
中小事業主が特別加入するためには、まず、中小事業主等が使用する労働者について保険関係を成立させることが必要です。	
○労働保険事務組合への委託	
中小事業主等が特別加入する場合には、事務組合に労働保険事務の処理を委託することが必要です。	
○健康診断証明書の提出	
特別加入者として保険給付を受けることができるのは、特別加入後の業務に起因した疾病や負傷に限定されています。特別加入前に既に患っていた場合や特別加入前の負傷等については保険給付の対象となりません。特別加入前に下記の業務歴及び従事期間がある方は、特別加入申請の際、所定の健康診断証明書を提出しなければなりません。	
粉じん作業を行う業務	3 年
身体に振動を与える業務	1 年
鉛又は鉛化合物を用いて行う業務	6 カ月
有機溶剤又は有機溶剤含有物を用いて行う業務	6 カ月

加入のお問い合わせは 労働保険事務組合 一般社団法人千葉労働基準協会 TEL:043-242-2044 まで